

平成 23 年 3 月

太宰府市議会環境厚生常任委員会会議録

平成 23 年 3 月 7 日

福岡県太宰府市議会

1 議事日程

〔平成23年太宰府市議会第1回（3月）定例会 環境厚生常任委員会〕

平成23年3月7日
午前10時00分
於 全員協議会室

- 日程第1 議案第12号 太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例について
日程第2 議案第13号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第3 議案第14号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について
日程第4 議案第15号 平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
日程第5 議案第16号 平成22年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第1号）について
日程第6 議案第17号 平成22年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
日程第7 議案第18号 平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	中林宗樹	議員	副委員長	安部陽	議員
委員	不老光幸	議員	委員	安部啓治	議員
〃	藤井雅之	議員	〃	禧田久美子	議員

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（11名）

市民生活部長	和田有司	健康福祉部長	和田敏信
市民課長	原野敏彦	環境課長	篠原司
人権政策課長	蜷川二三雄	福祉課長	宮原仁
高齢者支援課長	古野洋敏	国保年金課長	坂口進
子育て支援課長	原田治親	保健センター所長	中島俊二
上下水道課長	松本芳生		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	田中利雄
議事課長	櫻井三郎
書記	浅井武

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（中林宗樹委員） 皆さん、おはようございます。

ただ今の出席委員数は6名です。定足数に達しておりますので、これより環境厚生常任委員会を開会いたします。

今回、本委員会に附託されております案件は、条例の改正2件、補正予算5件です。

ほかに、陳情1件が送付されています。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりでございます。

それでは、ただちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第12号 太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例について

○委員長（中林宗樹委員） 日程第1、議案第12号「太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部に補足説明を求めます。

人権政策課長兼人権センター所長。

○人権政策課長兼人権センター所長（蜷川二三雄） 議案第12号、太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の35、36ページ、新旧対照表は17ページでございます。

今回の改正は、太宰府市暴力団排除条例を昨年4月1日に施行しましたことを受けまして、人権センターの施設利用について、警察からの情報も得て、暴力団の利益になる利用の排除を徹底するため太宰府市人権センター施設使用条例第4条に第6号の一号を加えて明確にする、条例の整備を図るための改正でございます。

以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

○委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） 条例には賛成なんですけど、暴力団の利益になると認められるときというふうになっているのですが、どういうふうにはチェック機能がはたらくのか、おそらく使用を終わった後に暴力団であったとかいう事例がほかの市でもありますが、それは事前に情報が入手できているんでしょうか。その辺教えてください。

○委員長（中林宗樹委員） 人権政策課長兼人権センター所長。

○人権政策課長兼人権センター所長（蜷川二三雄） その点につきましては、確かに利用者が事前にすべて暴力団または暴力団員であるかどうかというのは、わからないことのほうが多いと思いますけれども、利用の前と後を含めまして、そういった疑義がもたれる部分について警察のほうにも照会をして、シャットアウトしていくと、こういういった考えでございます。

○委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） 市内にも何人かおられるように聞いてますし、事件もあってますよね。

事前に警察のほうからそういう名簿の提出というのは可能なのですか。

○委員長（中林宗樹委員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 今のご質問でございますけれども、事前にどの方が暴力団かという情報はまだ警察のほうからも市のほうに情報の提供はあってません。

基本的には協働のまち推進課が市の窓口となります。そこに私どもが情報を提供し、警察に確認をしてもらうというシステムが今後の対応という形になります。

○委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

○委員（藤井雅之委員） 安部啓治委員の質問にも関連してきますが、課長の答弁を受けていますと使用前と使用後の部分はわかったんですが、仮にこの条例が施行されて使用している途中ですね、人権センターを使用していることが現在進行で使用していることがわかったというときの対応は誰がされることになるのか、職員の方が使用中止を、この条例をもとにして、使用を中止してくれというふうに言われるのか。そういった業務上の手順というものの整備はどうなっているのでしょうか。

○委員長（中林宗樹委員） 人権政策課長兼人権センター所長。

○人権政策課長兼人権センター所長（蛭川二三雄） 使用中にそれが確認できたという場合、それぞれの、現場にいて、体育館であれば受付業務をしている者、また、ほかの施設においては、その職員等がその使用については条例によって使用できませんということを伝えるというのが基本となりますので、私どもとしましては、これは市の統一的なものとして、いわゆる施設の出入口等に、そういったご利用はできないとか、お断りをしますといった表示が必要ではないかというふうに考えておりますので、統一的な取り扱いを考えていくようにしております。

○委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

○委員（藤井雅之委員） もう要望にとどめますけれども、そういった部分の安全上の対策ですね、とくに関わられる内容が暴力団等のものがありますので、中止を言った後またそういった部分のトラブルにならないように安全上の対策だけはきちんととっていただきますように要望しておきます。

○委員長（中林宗樹委員） 副委員長。

○副委員長（安部 陽委員） この利益になると認められる場合、これなかなか、ここの文章は難しいと思うんですね。それで暴力団には貸さないというようなふうにはっきりしておいたほうがいいのだけど、そうじゃないようだからね。一つは借りに来る人が暴力団でない人の名前で借りるという問題がある。それが途中でわかった場合にそれを中止させるそれだけのあれがあるのか。

たとえば、公園あたりでも、そういうふうで、第三者の名前で焼き鳥を売ったりいろいろしてたらこれは利益とすぐわかるけれども、こういう会合の場合はなかなかわかりにくいと思うんですがね。途中でわかった場合は、一つは第三者が借りた場合の不正なやり方、第二番目は途中でわかった場合にどのような措置をするのか、その2点をお願いします。

○委員長（中林宗樹委員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 今のご質問ですけど、施設の使用という部分では非常に難しい、判断に難しいところがございます。実際に今質問にありましたように、第三者とかほかの方の名前で使用願いを出してくるという中では、人権センターだけではなくて市の施設全般に関係をしてくると思いますけれども、その見極めというのは非常に難しいと思います。ただ、そういうものを基本的に、こういう条文を設けて排除をしていこうというのが基本的に趣旨でございます。

したがって、この取り扱いにつきましては、他の施設も含めて全庁的にはっきりした方針とございますか、見方を統一していく必要があるだろうと。それともう一つは使用に限らず入札とか、そういう業務関係は事前に警察に照会をして確認をすることができますけれども、何度も繰り返すようですけども、使用については非常に難しいところがあると。ただしそれが判明した段階では、こういう条例に基づいて対応させていただくと、いうことで制定をさせていただいております。

○委員長（中林宗樹委員） 副委員長。

○副委員長（安部 陽委員） 途中でわかった場合、途中でやめさせることができるかどうかというのが一番問題ですよね。講演あたりはすぐにわかりやすいけれども、会合はなかなかわかりにくいのと思う。

やはりこれは全庁的な問題だと思いますので、できるだけ暴力団はいないほうがいいのだけれども、やっぱり警察も教えてくれないということは、やはり人権だとかそういう問題で教えてくれないだろうと思うんですけど、私でも見ていてどこの土木業者は大体つながっていると思っていても、それが言えない。近頃10社ぐらい出ていたけれども、その中でもそういう業者が入っていないという場合もありますから、できるだけ慎重に取り扱ってください。

○委員長（中林宗樹委員） 要望でいいですね。

（安部陽委員「はい」と呼ぶ）

○委員長（中林宗樹委員） ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なしと呼ぶ者あり」）

○委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第12号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時11分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第13号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○委員長（中林宗樹委員） 日程第2、議案第13号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部に補足説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（坂口 進） 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

条例改正の新旧対照表の18ページをお願いいたします。

国民健康保険税は、納期ごとに分割して納付をしていただいておりますが、分割金額を算定する際、地方税法の規定では、分割金額に千円未満の端数があるときは、すべて最初の分割金額に合算することになっておりますので、その規定に基づいて分割金額の端数計算を行っております。現行の規定で端数計算を行えば、保険税が少額な世帯にとって、1期目と2期目以降の納付額に相当の差額が生じている現状がございます。地方税法改正により「ただし、地方団体が地方団体の条例でこれと異なる定めをしたときは、この限りではない」との条文が追記されていますので、現行の千円未満の端数を百円未満の端数に減額することにより各納期の平準化が図れますし、納付しやすい環境となりますことから百円未満の端数を最初の納期の分割金額に合算する規定を当該条例に加えるものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

○委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

○委員（藤井雅之委員） 今、説明でありましたけれども、1期目と2期目の支払いの差が、保険税が低いところほど出ているような事例の説明がありましたけれども、大体どれぐらい出ているという具体的な金額がわかりましたらお願いします。

○委員長（中林宗樹委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（坂口 進） 計算例としたらいくつもありますので、一つ例を挙げさせていただければ、例えば年税額2万3,500円の場合、現行の規定で端数計算を行えば、1期目は9,500円で、2期目以降は2,000円となります。1期目が極端に高額となっておりますので、所得の少ない方にとっては、1期目の納付額が負担となっているかと思えます。端数を今回百円未満に改正することによって、1期目は3,200円、2期目以降は2,900円となりますので、合計では変わりませんが1期目の負担が軽減されることで納付しやすくなるかと思えます。

○委員長（中林宗樹委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） それでは、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中林宗樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(中林宗樹委員) 全員挙手です。

したがって、議案第13号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時15分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第14号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算(第6号)について

○委員長(中林宗樹委員) 日程第3、議案第14号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算(第6号)について」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、まず事項別明細の歳出から審査を行います。歳出の補足説明におきまして、繰越明許費、債務負担行為、地方債、歳入等の補正に関連する部分を同時に説明した方が分かりやすい項目については、それらについても合わせて説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中林宗樹委員) 異議なしと認め、歳出から審査を行い、執行部におかれましては、同時に、関連する部分を説明したほうが分かりやすい項目については、歳出の中で説明をお願いいたします。

それでは、補正予算書16、17ページの2款総務費、4項、1目戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳関係費の減額補正について執行部より補足説明を求めます。

○市民課長(原野敏彦) 補正予算書の17ページをお開きください。

2款4項1目戸籍住民基本台帳費、991の住民基本台帳関係費、16節使用料及び賃借料、窓口番号発券機賃借料22万5,000円の減額でございます。

市民課におきましては、本年の1月から新しい窓口サービスを展開しております。その中で、窓口の混雑解消と個人情報保護のために整理券を発行して市民の方のご案内をいたしております。この新しいサービスの内容につきまして、所管であります環境厚生常任委員会の皆さまに具体的な説明を行っていなかったことに対しまして、この場をお借りしてお詫び申し上げたいと思っております。どうも申しわけありませんでした。

この整理券の発券機につきましては、1月から3月までの3カ月分の22万5,000円を当初予算に計上しておりました。ところが、モニター画面に事業所等の広告を流すことによって、市の歳出を伴わずにその広告費で機器の設置から維持管理までできる庁舎内モニター広告事業の提案が永田広告株式会社から経営企画課のほうにありまして、その方針が決定されたことによりまして、12月に機

器の設置、1月から稼働しておりますので全額を減額するものであります。

次に5ページをお開きください。下段のほうの第3表債務負担行為の補正の窓口番号札発券機賃借料でございますが、この分につきましても平成23年度から27年度までの債務負担行為を上げておりましたけれども、この分の発生もしなくなりましたので、債務負担行為の限度額427万5,000円も廃止するものでございます。

以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） なければ次にいきます。

次に、16ページから19ページにかけて、3款民生費、1項1目、2目、8目の補足説明を上から順に求めます。

福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） 3款1項1目の福祉事務所庶務関係費についてご説明申し上げます。

まず、1節の報酬、それから9節の旅費、13節の委託料でございます。

1節の報酬、地域福祉計画策定委員の報酬、38万5,000円、それから策定委員の費用弁償として13万3,000円、委託料として168万円の増額補正の内容でございます。これは関係いたしますので一括してご説明させていただきたいと思っております。

地域福祉計画につきましては、今年度の当初計画におきまして、平成22年度完成をめどに策定をしておりました。委員さんを選出しまして、いろいろ策定をする中で、委員さんからの多くの事業関連の意見等、また関係課との再精査が必要ということがあるということ、それから社会福祉協議会が市の地域福祉計画書に基づきまして活動計画書というのを策定しております。その活動計画書は実質的には活動する部分の内容でございます、それを今回の福祉計画のほうに織り込んでいきたいと考えております。

それから、地域福祉と申しますと、やはり住民、地域のほうにおろしていくという形になりますので、そういった校区自治協議会も軌道に乗っておりますので、そういったところの連携も密にしていきたいというふうな考えをもとに地域福祉計画の策定の審議を年度繰越で慎重に審議していきたいということで今回増額補正をするものでございます。

なお、5ページに繰越明許費補正として、地域福祉計画策定事業219万8,000円を上げさせていただいております。これにつきましても、同額で上げさせていただいております。追加という形で、この分につきましてはまた6月議会の中で繰越明許費の報告ということで議案が提案されることになるかと思っております。以上で説明を終わります。

○委員長（中林宗樹委員） 次、国保年金課長。

○国保年金課長（坂口 進） 3款1項1目特別会計関係費の国民健康保険事業特別会計基盤安定制度

繰出金の補正につきましては、軽減措置をした国民健康保険税や低所得者を多く抱える保険者を支援するため国などから負担金の交付を一般会計で受け、国保特別会計へ繰り出す法定繰出金でございますが、繰出額が確定しましたので、4,280万3,000円の追加補正をお願いするものでございます。追加補正4,280万3,000円の補正財源でございますが、11ページをお開き願いたいと思います。補正財源のうち国、県の負担金につきましては、14款1項1目、民生費、国庫負担金、3節保険基盤安定制度負担金に681万1,000円、15款1項1目民生費、県負担金、3節保険基盤安定制度負担金に2,529万1,000円をそれぞれ計上しております。

19ページに戻りまして、同じく28節繰出金の国民健康保険事業特別会計繰出金は一般会計から国保特別会計へ繰り出す出産育児一時金の減額補正でございます。当初より件数の減少が見込まれることから、国保特別会計で支出します出産育児一時金の減額補正を今回お願いしてはありますが、それに伴い一般会計繰出金を960万円減額補正するものでございます。

以上です。

○委員長（中林宗樹委員） 次、2目老人福祉費。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 老人福祉費のご説明を申し上げます。

これは特別会計関係費でございますが、介護保険事業特別会計介護給付費繰出金として、971万4,000円を補正させていただくものでございます。内容といたしましては、給付費の増加に伴うものでございます。

以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 次、国保年金課長。

○国保年金課長（坂口 進） 3款1項8目後期高齢者医療費、28節繰出金、後期高齢者医療特別会計基盤安定制度繰出金でございますが、軽減した保険税を一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰り出すものでして、決算見込みによる不用額584万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。この基盤安定制度繰出金は、県負担金として4分の3の交付措置となっておりますので、11ページをお開き願いたいと思います。繰出金の減額に連動し、15款1項1目民生費県負担金、後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金を438万6,000円減額補正しております。

以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

ないようですので次にいきます。

2項児童福祉費、6目家庭児童対策費の補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） 18、19ページの中ほどでございます。3款民生費、2項児童福祉費、6目家庭児童対策費について説明をさせていただきます。

11節子育て支援センター関係費の需用費でございますが、1万円を補正させていただくものです。

これは、今年1月17日に子育て支援センターに伊達直人名で1万円の寄付金が、子育てに使ってほしい旨のお手紙とあわせて投函されております。お気持ちに深く感謝をいたしまして、子育て支援センターにおいて子どもたちが使用できるように遊具の購入に充てさせていただくものでございます。

歳入が関連いたします。12、13ページをお願いいたします。これも中ほどになりますが、17款寄付金、1項寄付金、3目民生費寄付金、1節の児童福祉費寄付金、子育て支援指定寄付として1万円を補正させていただくものです。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（中林宗樹委員） つづきまして、4款衛生費、1項保健衛生費、2目、4目、7目について、順に補足説明を求めます。

保健センター所長。

○保健センター所長（中島俊二） 18ページの4款衛生費、1項保健衛生費、2目保健予防費903万7,000円の増額につきましては、19ページの成人健康診査関係費35万3,000円、新型インフルエンザ関係費868万4,000円のそれぞれ増額補正となっております。

成人健康診査関係費につきましては、健診対象者の減に伴いまして、国、県負担金の減額が確定しましたことからの精算返還金でございます。

次に新型インフルエンザ関係費につきましては、低所得者の方への新型インフルエンザワクチン接種費用助成に対します県補助金でございますが、助成対象者の減に伴いまして、補助金の減額が確定しましたことから精算返還金を計上させていただいております。

よろしくをお願いいたします。

○委員長（中林宗樹委員） 4目、国保年金課長。

○国保年金課長（坂口 進） 4款1項4目老人保健費、老人保健特別会計繰出金でございますが、老人保健制度は平成19年度かぎりで廃止をされております。平成22年度は過年度分の請求があった場合に備え、予算計上をしておりましたけれども、決算見込みにより不用額が見込まれることから、221万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 7目、環境課長

○環境課長（篠原 司） 7目環境管理費、環境基本計画推進費25節の積立金についてご説明申し上げます。

実際の基金運用の利子が当初予算額を上回ったため、環境基金利子として4万8,000円を積み立てるものでございます。

歳入と関係がありますので、12、13ページをお開きください。

16款財産収入、1項財産運用収入の説明欄に環境基金利子4万8,000円の同額を計上しております。

説明は以上であります。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） 4款1項2目の補正とは関係ないのですが、関連ということで質問させていただいていいですか。

○委員長（中林宗樹委員） はい。

○委員（安部啓治委員） 小児用ワクチンの事故が新聞で報道されておりますけれども、厚生労働省は関連性を今調査中ということでございますが、本市としてはどういうふうな対応をとられているのか、説明できますか。

○委員長（中林宗樹委員） ちょっと安部啓治委員、その件については、後の委員会協議会のところで執行部のほうから説明があるそうですので……。

（安部啓治委員「じゃあいいです」と呼ぶ）

○委員長（中林宗樹委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） 次に、3項上水道費、1目上水道施設費について、補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（松本芳生） 今回の補正は、福岡地区水道企業団の繰出金、それから出資の補正でございます。

これは福岡地区水道企業団が、繰出金基準に基づいて当年度の建設分と過去の建設分の償還、元金利息、その分の補正になります。

出資金が当年度建設分と過去の償還の元金となります。そして繰出金が利息となっております。

本年度5回ほど福岡地区水道企業団のほうから修正の通知がきていますけれども……。

まず、本年度建設分につきましては、五ヶ山ダムの建設費が、ダムの建設費が全部で5段階ありまして、その中の生活関連工事までしか認められませんでしたので、一部その分で減額にはなっておりますけれども、牛頸浄水場の耐震工事については、前倒して工事をやるという国の方針になりましたものですから結果的に増額になりました。総額で、当年度建設分が140万円増額になったということです。

それから過去の分お元利償還ですけれども、元金分が、これは低利なものに借り換えた分で修正になる分ですけれども、元金が46万4,000円増額になりまして、利息が71万円減額になったということでございます。

そういうことで当年度の建設分140万円と元金分46万4,000円、合計分の186万4,000円が出資金として増額になったということです。利息分が71万円減額になりましたので、繰出金が減額になったということでございます。

関連して、歳入のほうで15ページをお願いいたします。

15ページの市債のほうですけれども、この出資金につきましては100%起債が認められております

ので、先ほど当年度建設分の140万円を起債で増額をするということでございます。

関連をいたしまして、6ページをお願いいたします。

これが地方債補正でございます。当年度2,790万円と組んでおりました分のうち福岡地区水道企業団分が2,220万円、あと山神水道企業団分が570万円ということで合計2,790万円なんですけれども、今回福岡地区水道企業団分が140万円増額になりましたので、総額で2,930万円に限度額を補正するものでございます。

また、関連しまして5ページをお願いいたします。

繰越明許費補正の追加分で4款3項の福岡地区水道企業団の出資金でございます。これは先ほど説明いたしました、耐震工事分が本年度で完成しないという見込みになりましたものですから、その分の繰越額、これが太宰府市分が187万9,000円という通知が来ておりますので、これを次年度に繰り越すというものでございます。

以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

藤井雅之委員。

○委員（藤井雅之委員） 福岡地区水道企業団の出資金のことに絞ってお伺いしますが、特に五ヶ山ダムのところが一部までしか認められなかったというような説明だったですけれども、逆にその説明を理解すれば今後またこの五ヶ山ダムの後の事業が認められていったらこの出資金の部分が五ヶ山ダム関連で次年度以降増えていくというふうに認識していいのでしょうか。

○委員長（中林宗樹委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（松本芳生） これは国の検証対象になった分でございます。今3段階目の生活再建工事の段階に入っております。次が転流工といって、河川の流を一たん別につくるというものです。それから本体工事に入っていくという、それが転流工という工事になりますけれども、検証の段階に入りましたものですから、その転流工まで本年度事業が認められなかったということでございます。それで、これは県のほうで検証が終わりまして、今の五ヶ山ダムを予定どおり建設するのが一番効率的でありベターであるという検証結果になっております。それを本年度中に国に対して報告書を提出するというようになっておりまして、今国のほうもそういった県の検証を尊重するという意向にはなっておりますので、時間的にはどういうふうなことになるかわかりませんが、今の五ヶ山ダムの建設事業が今の計画で進んでいくものと思っております。

以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

○委員（藤井雅之委員） それともう一点関連して説明の中でありましたけれども、過去の部分の建設費の対応ということもありましたけれども、それに関連して大山ダムの部分は、もう一度確認させていただきたいのですが、これに含まれるのか、それとも今後、いつから大山ダムの部分が含まれるのか答弁をお願いします。

○委員長（中林宗樹委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（松本芳生） 大山ダム分につきましては、国の直轄事業でございますので、この繰入金ということではないのですけれども……。大山ダムはもう本体工事が完成いたしましたして、今試験湛水に入っております。要は水を貯めているというふうなことです。早ければ平成24年度の年越しぐらいには一部供給の開始が始まるということ聞いておりますけれども、一応予定どおり平成25年度からの送水は間違いないというところで報告を受けております。

○委員長（中林宗樹委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） 以上で歳出を終わります。

次に、歳入です。

先ほどの歳出におきまして、関連事項として説明していただきました以外に、12、13ページ、18款繰入金、2項、1目特別会計繰入金について補足説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（坂口 進） 18款、2項、1目、1節老人保健特別会計精算繰入金でございますが、老人保健制度は後期高齢者医療制度の創設により平成19年度かぎりで廃止をされております。廃止された次年度以降医療費の請求がある場合に備え老人保健特別会計に予算を計上しております。老人保健特別会計は3年の設置義務の経過措置が法で規定されておまして、平成23年3月末で失効することに伴い精算見込み額1,976万3,000円を老人保健特別会計から一般会計に精算繰り入れするために追加補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで歳入歳出を終わります。

最後に、5ページと6ページ、第2表、第3表、第4表について、追加説明はありませんか。

なければ、歳入、歳出、その他全般について質疑はありませんか。

副委員長。

○副委員長（安部 陽委員） さっき、伊達直人の問題がありましたが、これは太宰府の人ですか、市外……大よそのことはわかりますか。

郵便のあれでわかるのではなかろうかと思えますけれど。

○委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） おそらく翌日にお電話をいただいておりますが、住所等は書いてありませんので、投函されたところはおそらく市内だったというふうに思っております。内容的な部分も特定をする状況ではございませんでしたので、お電話の中では子育て支援センターの内情

などをご存じでしたので、おそらく利用者の方かなということも含めまして、市内の方ではないかと判断しております。

以上です。

○委員長（中林宗樹委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） 以上で、説明、質疑はすべて終わりました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第14号の当委員会所管分につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

（原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時41分）

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第15号 平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について

○委員長（中林宗樹委員） 日程第3、議案第15号「平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

それでは、補正予算書24ページから33ページにおける主な内容について、執行部からの補足説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（坂口 進） 25ページをお開き願いたいと思います。

今回の補正につきましては、8,589万4,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれの総額を70億8,414万1,000円とさせていただくものでございます。

事項別明細書で説明させていただきます。

32ページをお開き願います。まず歳出でございます。

1款1項2目団体負担金、国保連合会負担金の補正でございます。紙レセプトから電子レセプトの原則オンライン化が平成23年度から予定をされていまして、国保中央会において全国標準の次期レセプト審査支払システムの開発作業が行われております。その次期レセプト審査支払システム導入の市町村負担金として昨年9月にも補正をしておりましたが、追加負担の変更通知がありましたので、現予算との不足額115万6,000円の補正をお願いするものでございます。

次に2款1項1目一般被保険者療養給付費の補正ですが、執行状況等を参考に今後の支出見込みを算定しましたところ、昨年11月から今年1月までの支払額が前年同月よりも伸びておりまして、

今後の支払額に対して、現予算では不足が見込まれますので、9,540万8,000円の追加補正をお願いするものでございます。

同じく4項1目の出産育児一時金の補正につきましては、今年度の予算編成時に年間120件の申請を見込み予算計上をしておりましたが、月平均7件で推移しておりますことから執行残見込み1,512万円の減額補正を行うものでございます。

次に11款1項2目23節償還金、利子及び割引料は、過年度の精算額が確定したことによる返還金でございまして、特定健康診査等国庫負担金を209万5,000円、同じく特定健康診査等県負担金209万5,000円、出産育児一時金国庫補助金を26万円をそれぞれ増額を行い合計445万円の追加補正をお願いするものでございます。

つづきまして歳入の説明をさせていただきます。

30ページをお願いいたします。2款1項1目療養給付費等負担金は、保険給付費の支出増加に伴う国庫負担金の増額補正でございまして、給付費3,243万9,000円の追加補正を行うものでございます。同じく2項1目1節普通調整交付金の補正につきましては療養給付費等負担金と同様に保険給付費の支出増加に伴い858万7,000円の追加補正を行うものでございます。2節特別調整交付金は、歳出のところで、県国保連合会負担金、新システムの負担金の増額補正をお願いしていますが、その負担金に対しての交付金として、143万9,000円の追加補正を行うものでございます。

5款2項1目1節県定率交付金は、保険給付費の増額に伴う交付金で1,022万4,000円の追加補正を行うものでございます。

8款1項1目一般会計繰入金の保険基盤安定制度繰入金の保険基盤安定制度繰入金につきましては、国、県からの交付額を一般会計で受け入れ、国保特別会計へ繰り出すものですけれども、通知に基づき1節軽減分を2,918万2,000円、2節支援分を1,362万3,000円それぞれ増額補正を行うものでございます。4節の出産育児一時金繰入金は歳出の減額補正に伴い一般会計からの法定繰入額を960万円減額するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） 2款4項1目の出産育児一時金ですが、数年前ぐらいまで微増というふうにご認識しておったのですが、ここ4、5年で微減に移行したというふうにご認識してよろしいのでしょうか。

○委員長（中林宗樹委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（坂口 進） 年間大体平均しますと、100件前後で推移しております。

平成22年度は、月7件程度で推移してございまして、見込みとしましては84件。ですから毎年動きはありますが、大体100件前後で推移はしております。

○委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。



○委員（安部啓治委員） まり変動はない……。平成22年度だけはちょっと減ったという状況ですかね。

○委員長（中林宗樹委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（坂口 進） 大体108件、一番多いときは108件、平成18年度はたしか108件だっと思  
います。それから100件、今年はなぜか84件という見込みで減っております。

以上です。

○委員長（中林宗樹委員） 副委員長。

○委員（安部 陽委員） 歳入面で、個人負担があまり入っていないんじゃないかなと思うんですけ  
ね、その税収関係ですね。

それは大体现在どれぐらい入っていないか、まあ昨年の決算あたりから参考にしながら今年はそれ  
からまた下がるのではなかろうかと思えますけれど、その点の見込みがわかれば、一応……。

○委員長（中林宗樹委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（坂口 進） 平成21年度の決算ではたしか4億7,800万円ぐらいの滞納分があったと思  
います。今年は1月末現在としましては、収納率が約1.8%伸びております。しかし景気の低迷に  
よる個人の方の所得の減少、それと非自発的失業者に対しての税の軽減を行っておりますので、全体  
の調定額としましては1月末で約4,650万円ほど減額となっております、最終的には前年より減  
収になるのではないかというふうに見込んでおります。

以上です。

○委員長（中林宗樹委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがいまして、議案第15号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時51分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第16号 平成22年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第1号）について

○委員長（中林宗樹委員） 日程第5、議案第16号「平成22年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第
1号）について」を議題とします。

それでは、補正予算書34ページから43ページにおける主な内容について執行部からの補足説明を
求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（坂口 進） 補正予算書の35ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、445万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,156万円とさせていただきますのでございます。

事項別明細書で説明させていただきます。

42ページをお願いいたします。

歳出から説明いたします。

2款1項1目医療費、20節扶助費の補正につきましては、当該制度は平成19年度かぎりで廃止をされておりますが、支払い請求があった場合に備え、予算計上をしております。支出が予算に対して少額で、執行残が見込まれますので、医療費を900万円、高額医療費分を450万円、それぞれ減額補正を行うものでございます。

次に4款1項1目償還金、県負担金精算返還金の補正は、通知に基づき既決予算の不足額2万8,000円を追加補正するものでございます。

同じく2項繰入金につきましては、一般会計予算の老人保健特別会計精算繰入金で追加補正をお願いしていますが、執行残を一般会計へ繰り戻すため1,976万2,000円の追加補正をお願いするものでございます。

5款1項1目予備費ですが、執行残が見込まれることから、183万6,000円の減額補正を行うものでございます。

つづきまして、歳入の説明をさせていただきます。40ページをお願いいたします。

1款1項1目医療費交付金の補正は社会保険診療報酬支払基金から医療費の12分の6の交付を受けておりますが、歳出のところで医療費の減額補正をお願いしましたことにより、交付額につきましても750万円減額補正するものでございます。

2款1項1目医療費負担金につきましても、医療費の12分の4の交付を受けておりますので、医療費の減額に伴い1節現年度分を400万円減額し、2節過年度分は平成21年度精算交付通知により20万円の追加補正を行うものでございます。

3款1項1目医療費県負担金も医療費の12分の1の交付を受けていますので、同様の理由により100万円の減額を行うものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金につきましては、法定繰入金として医療費の12分の1の事務費等一般会計から繰り入れております。医療費の減額補正に連動しまして一般会計繰入金の補正額と同額の221万5,000円を減額するものでございます。

5款1項1目繰越金は、前年度繰越金1,853万円を予算計上するため補正を行うものでございます。

6款3項2目1節返納金は、現在44万円の返納金があつてますので、既決予算との差額43万円9,000円の追加補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで質疑は終わります。

討論を行います。討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第16号につきましては、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

（原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時56分）

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第17号 平成22年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○委員長（中林宗樹委員） 日程第6、議案第17号「平成22年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

それでは、補正予算書44ページから51ページにおける主な内容について執行部からの補足説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（坂口 進） 補正予算書の45ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、4,381万円を減額し、歳入歳出予算それぞれの総額を8億9,331万4,000円とさせていただくものでございます。

事項別明細で説明させていただきます。

50ページをお願いいたします。歳出から説明いたします。

一番下になります。1款1項2目の広域連合負担金、19節負担金、補助金及び交付金の補正につきましては、徴収した保険料基盤安定制度負担金、及び広域連合事務費を広域連合負担金として後期高齢者医療広域連合に拠出しております。当初予算編成時に広域連合から提供されました算定資料を基に当初予算を編成しておりましたけれども、保険料率改定の確定時期が遅れたことや、当初より改定率が低率となりましたこともありまして、保険料基盤安定制度負担金の減額が見込まれますので、4,381万円の減額補正をお願いするものでございます。

つづきまして歳入でございます。

1款1項後期高齢者医療保険料の補正は、歳出で説明いたしましたように、当初予算編成時より増減が見込まれますことから、1目特別徴収保険料を7,620万1,000円減額し、2目普通徴収保険料、1節現年分保険料を24万3,000円、2節滞納繰越分保険料を72万2,000円増額補正をお願いするもの

でございます。

3款1項1目一般会計繰入金につきましては、一般会計から広域連合に拠出します基盤安定制度負担金の繰り入れを行っておりますが、広域連合に拠出します当該負担金を減額補正することに伴い、一般会計繰入金を584万7,000円減額補正を行うものでございます。

5款1項1目繰越金、これは前年度の繰越額3,727万3,000円を予算計上するために補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで質疑は終わります。

討論を行います。討論は、ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがいまして、議案第17号につきましては、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（中林宗樹委員） ここで、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時13分

○委員長（中林宗樹委員） 全員おそろいなので、ちょっと早いですが、休憩前に引き続き会議を再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第18号 平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について

○委員長（中林宗樹委員） 日程第7、議案第18号「平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

それでは、補正予算書52ページから67ページにおける主な内容について執行部の補足説明を求めます。

○委員長（中林宗樹委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 62、63ページの予算書を基にご説明申し上げます。

まず、1款1項1目一般管理費、庶務関係費でございますが、介護給付費負担金精算返還金、これ県費分で12万5,000円、地域支援事業交付金精算返還金、これ国庫分ですけど570万円、次が地域支援事業交付金精算返還金、これ県費分でございますが、285万円を補正するものでございます。

次に1款3項1目の介護認定審査費、筑紫地区介護認定審査会負担金の141万1,000円を減額するものでございます。

次が2款1項1目居宅介護サービス給付費、介護報酬給付費9,200万円を増額するものでございます。このサービス費につきましては、平成22年1月末までの現状を把握した上で予算の組み替えでございます。次に3目地域密着型介護サービス給付費、介護報酬給付費100万円を減額するものでございます。5目施設介護サービス給付費、これは1,000万円を減額するものでございます。次に7目居宅介護福祉用具購入費、この福祉用具購入費につきまして100万円を減額するものでございます。次ページ8目居宅介護住宅改修費、住宅改修費、これは500万円を減額するものでございます。次に9目居宅介護サービス計画給付費、これは900万円を増額するものでございます。

次に2款2項3目地域密着型介護予防サービス給付費、これにつきましては100万円を減額するものでございます。

次に2款4項1目高額介護サービス費、これにつきましては600万円を総額補正するものでございます。

次が6款1項基金積立金でございますが、まず1目介護給付費準備基金積立金93万6,000円を増額補正するものでございます。3目介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金、これは8万2,000円を増額するものでございます。

次に歳入のほうをご説明申し上げます。

58、59ページでご説明申し上げます。

まず、1款1項1目第1号被保険者保険料、これにつきましては、742万5,000円を増額補正するものでございます。

次に2款1項国庫負担金でございますが、介護保険費負担金1,513万1,000円を増額するものでございます。

次に2款2項1目の調整交付金、283万9,000円を増額補正するものでございます。

次に3款1項1目介護給付費交付金、2,670万円を増額補正いたします。

次に4款1項1目、これ県負担金でございますが、1,451万5,000円を増額補正するものでございます。

60ページをお願いいたします。

5款1項財産運用収入、1目の利子及び配当金でございますが、これは介護保険給付費支払準備基金利子21万2,000円、介護従事者処遇改善臨時特例基金利子8万2,000円合計29万4,000円を増額補正するものでございます。

次に6款1項一般会計の繰入金でございます。介護給付費繰入金1,112万5,000円の増額と、事務

費繰入金141万1,000円を減額いたします。計971万4,000円の増額補正でございます。

次に6款2項基金繰入金、これは1,198万9,000円を増額するものでございます。

7款繰越金につきましては、867万5,000円を増額補正するものでございます。

以上でご説明を終わります。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

副委員長。

○副委員長（安部 陽委員） 介護認定審査費が140万円からの減になっておりますけれども、これ該当者が少なくなったということでしょうか。

○委員長（中林宗樹委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） この負担金について、すみません、ご説明が遅れてましたけれども、この負担金は、平成22年度ですか、パソコンとかハード、ソフト関係を4市1町で購入しております。その入札減でございます。

○委員長（中林宗樹委員） ほかにございませんか。

安部啓治委員。

○副委員長（安部 陽委員） 2款1項8目の居宅介護住宅改修費の減ですが、高齢化はまだ進んでいるのではないかと思いますので、申し込みがかなり見込みより少なかったということでしょうか。

○委員長（中林宗樹委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 住宅改修費は年々増加していますので、当初より余計に見込んでいました。という形で改修費についても福祉用具についても年々増加の傾向にはございます。それを当初余計に見込んでましたので、その分の減額という形でご理解いただければ結構です。

○委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

○副委員長（安部 陽委員） 何人の方が今年は……。何件になるんですかね。昨年と比較していただいたら、なお結構かと思えます。

○委員長（中林宗樹委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 年間大体500件程度。伸びとしては5%から10%ぐらい伸びているという状況でございます。特に住宅改修につきましては、今まで結構していなかった方が多いものから、今そういう形のPRをしますので、伸び率としては5%から10%以上になっている状況でございます。

以上です。

○委員長（中林宗樹委員） 不老光幸委員。

○委員（不老光幸委員） 2款1項の介護給付費ですけども、予算の組み替えというお話しでしたがもう少しくわしく願います。

○委員長（中林宗樹委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 基本的には、平成21年度の実績に基づいて、このサービス費を割り当

てる状況でございます。やはり身体状況、居宅状況、これ施設の状況で入居者がどうしても居宅でのサービスの増が大きくなった分については、2款1項1目は相当、9,200万円という形で増額になっています。

これは一つは、居宅、在宅といいますか、在宅の方が増えてサービスをあらゆる部分で受けてあるという形でご理解いただければ結構と思います。

あと、ほかの分は、施設サービスというのは入所者を対象にしたサービス費でそういう形の状況で余計組んでおった部分が、ちょっと組み過ぎていたということもございます。そういう形でトータル的に1月までの実績を基に組み替えをしたというところでご理解いただきたいと思います。

○委員長（中林宗樹委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで質疑は終わります。

討論を行います。討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがいまして、議案第18号につきましては、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時22分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（中林宗樹委員） 以上で、当委員会に審査付託されました案件の審査は、すべて終了しました。

ここで、お諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

これもちまして、環境厚生常任委員会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時23分

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

平成23年 4月28日

環境厚生常任委員会 委員長 中林 宗樹

